

9条ブックマークが紹介されました！  
どうもありがとうございました！ これからもよろしくお願いします！

■ジェンダーの視点で社会を読みとく  
「ふえみん」婦人民主新聞  
2006年6月25日(第2795号)  
7面にて、写真入りで紹介  
されました(記事は読めま  
せんが、ホームページは  
<http://www.jca.apc.org/femin/>)。



■多くのオルタナティブツアーを手がける、  
(株)マイチケット <http://www.myticket.jp/>  
「海外旅行&オルタナティブグッズのプレゼ  
ント2006」のひとつとして、9条ブックマーク  
を選んでくれました！ 2006年7月1日~9月  
20日に旅行する人々のうち、3名にプレゼント  
される予定だそうです。

The constitution of Japan, Article 9 bookmark

夏休みですね。みなさま予定はお決まりです  
か？ 海外旅行を予定している方、ちょっと  
変わった手みやげはいかがでしょうか。ええ、  
そう、9条ブックマークです。  
「日本語、エスペラント語、フランス語、英  
語の4つの言語で「戦争放棄」の文字……」  
9条の理念を世界にも拡げていきたい、とこ  
の4言語を選択した私たちですが、実は、少  
々抜けておりました。「外国の方にプレゼ  
ントしたいから」と購入してくれた方に、尋  
ねられて気が付きました。

「説明書き、日本語しかないんですか？」

そう、そうなんです。失礼いたしました！

このたび、HuRPのスタッフ、イギリス  
留学経験者のH田による、説明書き English  
Version を作成しました！ 簡単なHuRPの  
説明も付けていますので、ぜひぜひ、ご活用  
ください。  
メールでご連絡頂ければ添付しますし、フ  
ァックスでもお送りできます。また、ホーム  
ページにも掲載予定です。  
もちろん日々の生活でも、活躍させてくだ  
さいね。

「テレビを消して、本を読もう」  
Turn off telly, open a book.

アーカイブ制作  
プロジェクトの意義は

現在に至るまで、日本国憲法の下で一人ひと  
りの人権が尊重され、平和な社会を維持するた  
めの血のにじむ努力の軌跡がありました。その  
記録を新たに蘇らせることにより、改めて現在  
における人権、平和の意味を知ってもらおうと  
いうのがこの企画の趣旨です。

第1回目は「白鳥事件」を取り上げます。後  
に刑事裁判の再審における原則として確立した  
「白鳥決定」(1975年)を導き出した事件とし  
ての意義と、憲法の規定する人権のあり方を考  
える上でも意義ある事件と考えたからです。

今回の取り組みを成功させることにより、第  
2、第3のアーカイブ化につなげるようつとめ  
たいと考えています。

アーカイブ制作  
プロジェクトへの  
ご賛同とご協力をお願い

ビデオ・DVDの制作・編集にあたり、一定  
の資金がかかります。HuRPはご承知のとおり  
NPO法人ですので、会員の会費と寄付によ  
って成り立っております。

そこで、大変恐縮ですが、この事業にあたり  
以下のような出資金と寄付をお願いできればと  
考えております。

寄付金 1口3,000円(完成したビデオないし  
DVDを差し上げます)

ご検討の上、ご賛同、ご協力いただきますよ  
うお願い申し上げます。

HuRP通信の第4面は、「賛助会員のページ」です。通信についてのご意見・ご要望はもちろん、投稿も  
大募集しております！ 「この問題にひとこと言いたい！」など、気になること、500字前後を目安に、下記  
までお送りください。 それでは、お暑いなか、からだをこわさないよう、お気をつけ下さいね！

特定非営利活動法人「人権・平和国際情報センター」(HuRP: ハーブ)  
Human Rights and Peace Information Center JAPAN (HuRP)

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6 川合ビル41号室 TEL&FAX 03-3234-3231  
e-mail [hurp@sunny.ocn.ne.jp](mailto:hurp@sunny.ocn.ne.jp) HP <http://www17.ocn.ne.jp/~hurp/>

# 賛・助・会・員・へ・の・お・知・ら・せ

<http://www17.ocn.ne.jp/~hurp/>



今年度、HuRPでは戦後の人権や  
平和にかかわる事件の記録映像を再編  
集し、アーカイブ化することを活動の  
ひとつとしています。  
この活動で最初の仕事は、記録映像  
の著作権者に了解を得ることです。ア  
ーカイブ化の対象としたい記録映像は  
数多くありますが、今回、事務局では  
被告人となった村上国治氏の裁判を支  
援していた白鳥事件対策協議会の方か  
ら使用許可を得たこともあり、アーカ  
イブ化の第1弾としました。

2日目、松田さん(右端)の案内で、  
現地調査に向かうHuRPのメンバー。

アーカイブ化活動開始

「白鳥事件」現地調査、いざ札幌へ (6月16日~18日:札幌)

● 刑事裁判における適正手続  
(憲法32条以降)と人権を考える素材

「白鳥事件」は、今から54年前の1952年1月  
に札幌で発生した刑事殺人事件で、犯人の一人  
とされた村上国治氏は有罪判決を受けましたが  
、再審請求を重ね、1975年7月に最高裁判所よ  
り、その後の刑事再審事件に新たな可能性を開  
いたとされる「白鳥決定」(※1 2面に説明  
あり)が出された事件です。

「白鳥事件」をアーカイブ化で蘇らせること  
により、憲法に定められた刑事裁判における適  
正な手続による捜査・裁判とは何か、刑事被告  
人の扱いを通して人権とは何かを考える新しい  
素材を提供できるのではないかと思います。

● アーカイブ化第一歩目  
——事件と当時の関係者に聞く

事件、そしてその後の裁判がどのようなもの  
だったのか、アーカイブ化の準備を兼ねて、6  
月16日から3日間、10名の参加で「白鳥事件」  
の裁判支援の事務局をつとめていた松田忠雄さ  
んへのインタビュー、事件現場調査、資料収集  
などを目的として札幌に行ってきました。

◎ 6月16日(金)

午前11時の羽田発の飛行機は、小雨の降る中を  
一路、札幌に向かった。幸い出発においては一人  
の脱落者も出ず(危なかった者もいたが…)、予  
定通り、13時過ぎに千歳空港着。松田さんのイン  
タビューを行う北海道大学近くの会場には14時過  
ぎに到着した。

15時から約3時間  
インタビューとその  
撮影を行った。内容の  
詳細はできあがるア  
ーカイブ映像に譲る  
として、松田さんか  
ら、事件の背景、何  
十年にも及ぶ全国的  
な裁判支援の中身、  
そして貴重な資料を  
見せていただいた。  
想像を超えた占領下  
でのアメリカ軍も絡  
んだ事件捜査、そし  
て村上氏への拷問に  
も匹敵する取り調べ



松田忠雄さん

証言や物的証拠にねつ造の疑いが強いにもかかわらず、有罪判決を出した裁判などをお聞きすることができた。

改めて特筆すべきことは、この事件の被告人・村上国治氏は殺人事件の実行犯として裁判にかけられたのではなく、「実行犯とされる人と犯行について打ち合わせをした」ことが、犯罪とされたという事実。すぐに思い浮かぶのは、先の国会で成立には至らなかったものの審議された「共謀罪」のことだ。犯罪を行ったことが必要ではなく、「犯罪について話をした」ことだけで、罪が問われる「共謀罪」とこの事件は重なり合う点が多く、その意味ではこれは「過去の事件」の話ではないと言えるのではないだろうか。

◎ 6月18日

最終日は、15時の飛行機に搭乗しなければならない時間的制約と、せっかく札幌にきたのだから自由時間も楽しまなくちゃ！ というので、少数のみが資料調査隊として、道立図書館で当時の新聞や事件に関する資料を収集。

以上、最後まで脱落者もけが人も出ず、無事帰京したことがなによりでした。

今回の調査では、新たに札幌在住の会員が生まれたこと、札幌の高崎弁護士、北海道大学の白取先生から、参考となる意見と励ましをいただいたことなど、思いがけない成果もありました。と同時に思った以上に関係資料が膨大（裁判資料は未入手）で、この事件自体の幅の広さ、奥の深さを知った次第です。



集めた資料を整理・分類し、

さて、これからですが、早い時期（目標は11月完成）に以下のことを進めようと思えます。

- (1) 制作・編集のために必要な映像、資料を整理し、全体構成を作る
- (2) 残された記録映画には「白鳥決定」の時期はないので、その時期を補うために新たな映像を制作する
- (3) 制作・普及のための基金集めを始める

記録映画のアーカイブ化活動は始まったばかりですが、第2、第3と続けていくために今回と同時に新たな記録映画の発掘も進めたいと思います。

#### ※1 「白鳥決定」

村上国治委員長は無罪を訴え1965年再審請求を行う。1975年に最高裁判所において特別抗告が棄却された。この1975年5月の最高裁判所決定は特別抗告は棄却したものの、再審制度に関する条件の緩和を示した。この決定を「白鳥決定」という。

白鳥決定は「再審制度においても『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用される」と判断したものである。つまり裁判時の証拠・証言についてある程度の合理的疑いが発生している場合は再審制度を適用するとしたもので、完全無欠の証拠・証言までは求めないことを明示した。

5月20日 市民会館 午後5時30分 記念講演会 「司法の反動と戦後の冤罪事件」

**松本清張 作家 来る**

「最高裁は白鳥事件の再審を開け！」 第28回全国現地調査のポスター

◎ 6月17日

午前10時30分から、松田さんの案内で殺害された白鳥警部の当時の足取りと証言から考えられる事件の様子（これは、犯人役、被害者役の名（迷）優が実演）などを調査、撮影した。

すでに54年の歳月が流れており、事件のキポイントとなる建物などはなく、その面影すら残っていなかったが、裁判記録にあった事件当日の時間経過や事件現場で犯行が行われた場合、証言通りの目撃ができるかなど、住宅街と変化を遂げた事件現場で確認。実演のモチベーションの高さも相まって迫真の映像がとれた（はず）ことが、見てのお楽しみというところだろうか。



事件現場で目撃者の証言を

### 「白鳥事件現地調査」に参加して

「白鳥事件」7名前は聞いた事があるが、冤罪事件であるらしい事しかわからない。どんな事件かなと、持ち前の好奇心と、こういう機会であれば学ぶ事もできないだろうと思い参加させて戴きました。

「小説 白鳥事件」読んで、おおよそを把握。自分なりに事件現場の地図を書いてみました。

1日目は事件を詳しくご存じの松田忠雄氏(80歳)にインタビュー。貴重な資料を沢山お持ちだ。戴いた事件現場の調査要図を見ると、私が思い描いたのと随分違う。

北大の白取教授、高崎弁護士、HuRPのホームページを見て参加された札幌在住の方を交えての歓談。普通のおばさんには難しい話も出ましたが、日常にない事で刺激を受けました。

2日目は、松田氏の案内で、事件現場や事件に関係する場所の検証。レンタサイクルを使用しての事件の再現をビデオに収録。思っていたより車は少なく、再現劇は滞りなくできました。

松田氏のお話に驚いた。当時の関係者で逃亡している人達の消息をいまだに警察で調査に来るといふ。事件は終わっていないのだと感じた。

貴重な資料の散逸を防ぐため、資料館を作りたいという話も出た。実現すれば有意義だろうと思う。

3日目は、観光。野幌自然公園の中にある開拓村を訪ねた。当時の役場、旅館、小樽新聞社等の建物が沢山。興味はつきない。馬車にも5分程乗りました。開拓記念館に移動。2階の窓からは原生林が広がっているのが見え、改めて北海道の広さを実感。

羽田を出発。到着時共に雨だったが、ベストシーズンの札幌はさわやかでした。夕食は本場ジンギスカン、海の幸を、昼食はラーメン。学びへの好奇心と味覚を満足させてくれた企画でした。(M.F)

## カラダに平和を 2

### 米の研ぎ置き

お弁当を持っていこうとするときに「朝にご飯を用意するのは面倒くさい」ものです。電子レンジのある方は（ほとんど？）前日に炊いたご飯を冷凍して当日チンして、ということになるのでしょうか。私の場合、家にレンジがないので前日のうちにお米を研いで置いて、次の日の朝はスイッチを入れるだけ、というふうにします。

このやり方にはたくさんのいいことがあります。まず、お米は吸水させることでモチモチっとおいしく炊けるのですが、それを7時間以上するのですから十分でしょう。そして、吸水させて炊いたご飯は乾きにくくなり、2日はもちます（それ以上はやったことがないので...）。また、研いだお米はべつに当日炊かなくても冷蔵庫に入れておけば食事がしたいときに出して炊くことができます（これについては、後で「冷凍庫の甘いワナ」の回でもお話しします）。

レンジをお持ちの方も、試してみたい方が多いでしょう。これが習慣化すると、白炊が少し楽になりますよ。

研いだお米を冷蔵庫に。

### 人権・平和をめぐる動向

#### 人権 Human Rights

フィリピンで死刑廃止 6月24日、フィリピンのアロヨ大統領は死刑廃止法案に署名し、同法が成立。さて日本は？

「非嫡出子」は差別的と提訴 6月26日、「非嫡出子（婚外子）」という記載は差別的だと子供の出生届の記入を拒否したところ、住民票にも記載されないとして提訴がなされた。

国連人権理事会が初会合 6月19日、新たに創設された国連人権理事会の初会合が始まった。世界各地での深刻な人権侵害に効果的に対応できるものになっていくか？

グアタナモ基地で3人が自殺 6月10日キューバ・グアタナモの米軍基地内の対テロ収容施設で、3人が自殺。この収容施設は非人道的と批判されていた。

請求棄却も国の責任認める（ドミニカ移民訴訟） 6月7日、1950年代の日本政府のドミニカへの移民政策が問われた訴訟で、東京地裁は原告の請求を棄却したが、国の責任を認めた。

#### 平和 Peace

北朝鮮がミサイルを発射 7月5日、北朝鮮が7発のミサイルを発射した。武力を主にした行動はどんな国であっても断じて許されない。

イスラエル軍、ハマス内閣首相府空爆 7月2日、イスラエル軍はガザ市の自治政府首相府等をヘリで爆撃。イスラエルのオルメル首相は、6月下旬のハマス主導とされるイスラエル軍兵士拉致事件後、ヨルダン川西岸でハマス閣僚を含む約60人を拘束し、ハニヤ首相殺害も辞さないとの強硬姿勢。

憲法9条、世界平和フォーラムで議論 6月23日からカナダで開催された世界平和フォーラムで9条が議論。HuRPのブックマークも広がる。

イラク陸自に撤収命令、空自は航路広げ活動継続 6月20日小泉首相は「役割は終わった」として約2年半の陸自の活動を終幕させたが、空自は米国の要請を受け、バグダード・アルビルに航路を広げて活動を継続。

防衛「省」法案が国会に提出 6月9日政府は防衛庁の「省」昇格法案を閣議決定し、国会に提出。自衛隊の国際平和協力活動を「本来任務」に格上げする内容も盛り込んだ。